

**熊本県公告第168号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年2月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡西合志町大字合生字西沖野 3969 番 4  
316.36 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡西合志町大字御代志 1690 番地 1 坂本ハイツ 101 号  
永井 友幸  
菊池郡西合志町大字御代志 1690 番地 1 坂本ハイツ 101 号  
永井 恵理

**熊本県公告第169号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同条第4項及び同法第6条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成16年2月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンリブシティくまなん  
熊本県熊本市平成三丁目 273 番地 ほか
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時  
変更後 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時30分から午後11時15分まで  
変更後 午前7時30分から午後11時15分まで
  - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設No.2  
変更前 午前7時から午後9時まで  
変更後 午前7時から午後10時まで
- 3 変更する年月日  
平成16年3月18日
- 4 届出年月日  
平成16年2月13日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成16年2月27日から平成16年6月26日まで

**熊本県公告第170号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市、菊陽町、合志町、西合志町、嘉島町及び益城町の住民並びに利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成16年2月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
  - (1) 熊本県土木部都市計画課  
熊本市水前寺六丁目 18-1
  - (2) 熊本県熊本土木事務所企画調査課  
熊本市東町三丁目 11-63
  - (3) 菊池地域振興局企画調査課  
菊池市隈府 1272-10
  - (4) 上益城地域振興局企画調査課  
上益城郡矢部町下馬尾 265
  - (5) 熊本市都市計画課  
熊本市手取本町 1-1